

株式会社 オーネックス
建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程

制定 令和 7 年 4 月 1 日

目次

第 1 章 総則

- 第 1 条（趣旨）
- 第 2 条（基本方針）
- 第 3 条（判定の業務を行う時間及び休日）
- 第 4 条（事務所の所在地）
- 第 5 条（判定の業務を行う区域）
- 第 6 条（判定の業務を行う建築物の区分その他判定の業務の範囲）

第 2 章 判定の業務の実施の方法

- 第 7 条（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等）
- 第 8 条（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約）
- 第 9 条（判定の実施方法）
- 第 10 条（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取り下げ）
- 第 11 条（適合判定通知書の交付等）

第 3 章 適合性判定員等

- 第 12 条（適合性判定員の選任）
- 第 13 条（適合性判定員の解任）
- 第 14 条（適合性判定員の配置）
- 第 15 条（適合性判定員の教育）
- 第 16 条（判定の業務の実施及び管理の体制）
- 第 17 条（秘密保持義務）

第 4 章 判定料金等

- 第 18 条（判定料金の納入）
- 第 19 条（判定料金を減額するための要件）
- 第 20 条（判定料金を増額するための要件）
- 第 21 条（判定料金の返還）

第5章 雑則

第22条（登録の区域等の揭示等）

第23条（判定業務規程の公開）

第24条（財務諸表等の備付け）

第25条（財務諸表等に係る閲覧の請求）

第26条（帳簿及び書類の保存期間）

第27条（帳簿及び書類の保存及び管理の方法）

第28条（軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等）

第29条（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第30条（判定の業務に関する公正の確保）

第31条（損害賠償保険への加入）

第32条（事前相談）

第33条（その他必要となる事項）

附 則

別 表

別記様式

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この判定業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社オーネックス（以下「機関」という。）が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関として行う法第11条第1項及び第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）第13条に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面（以下「軽微変更該当証明書」という。）の交付（以下単に「判定」という。）の業務の実施について、法第45条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 判定の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る技術的助言によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(判定の業務を行う時間及び休日)

- 第3条** 判定の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時00分から午後6時00分までとする。但し、窓口業務時間は午前9時00分から午後5時00分までとする。
- 2 判定の業務の休日は、次に掲げる日とする。
- 一 日曜日及び土曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日
 - 三 年末年始並びに盆休み（期間はその年度毎に決定する。）
 - 四 その他、機関が定める日
- 3 判定の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に提出者又は申請者（以下「提出者等」という。）との間において判定の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 判定の業務を行う事務所（以下「事務所」という。）の所在地は、大阪府寝屋川市本町16番1号とする。

(判定の業務を行う区域)

第5条 判定の業務を行う区域は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域とする。

(判定の業務を行う建築物の区分その他判定の業務の範囲)

第6条 判定の業務を行う建築物の区分は、法第38条第1項第1号イの（1）から（3）までに掲げる建築物の区分とし、判定の業務の範囲は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経

経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第2号に定める住宅とする。

第2章 判定の業務の実施の方法

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等)

第7条 建築物エネルギー消費性能確保計画を提出しようとする者は、機関に対し、施行規則第3条第1項に規定する書類を提出しなければならないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出しようとする者は、機関に対し、施行規則第4条第1項に規定する書類を提出しなければならないものとする。
- 3 軽微変更該当証明書の交付を求めようとする者は、機関に対し、軽微変更該当証明申請書(別記 ONEX 判定第一号様式)の正本及び副本に、それぞれその内容を確認するために必要な書類を添えたものを提出しなければならないものとする。
- 4 代理者によって機関に対し、前3項の提出を行う場合にあっては、当該代理者に委任することを証する書類又はその写しを提出しなければならないものとする。
- 5 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。次項において同じ。)であるものに対し、法第11条第1項に規定する特定建築行為(住宅の新築に限る。以下この項及び次項において同じ。)に係る住宅について設計住宅性能評価(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成11年建設省令第20号)第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価(次項において「変更設計住宅性能評価」という。)を除く。)の申請又は確認(同令第7条の2第1項に規定する変更確認(次項において「変更確認」という。)を除く。)の求めをした場合(当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書(同令第3条第1項に規定する設計評価申請添付図書をいう。以下この項及び次項において同じ。)又は確認申請添付図書(同令第7条の2第1項に規定する確認申請書の添付図書をいう。以下この項及び次項において同じ。)を提出した場合に限る。)において、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る建築物エネルギー確保計画を提出するときは、第1項にかかわらず、施行規則第3条第1項の表の各項に掲げる図書を同項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。
- 6 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関であるもの(前項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものに限る。)に対し、特定建築行為に係る住宅について変更設計住宅性能評価の申請又は変更確認の求めをした場合(当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書又は確認申請添付図書を提出した場合に限る。)において、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出するときは、第2項の規定にかかわらず、施行規則第4条第1項の表の各項に掲げる図書(変更に係る部分に限る。)を同項の計画

書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。

- 7 前6項の規定により提出又は申請される書類（以下「提出書類等」という。）を受けるに当たり、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と提出者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）によることができる。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約）

第8条 機関は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は軽微変更該当証明申請（以下「建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等」という。）があったときは、次の事項を審査し、これを引受ける。

- 一 提出された建築物エネルギー消費性能確保計画又は軽微変更該当証明申請のあった計画の変更（以下「提出された建築物エネルギー消費性能確保計等」という。）が特定建築行為に係るものであること。
 - 二 提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が、第6条に定める判定の業務を行う建築物の区分その他判定の業務の範囲に該当するものであること。
 - 三 提出書類等に形式上の不備がないこと。
 - 四 提出書類等に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - 五 提出書類等に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 機関は、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その返却又は補正を求めるものとする。
- 3 提出者等が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、引受けできない理由を説明し、提出者等に提出書類等を返還する。
- 4 第1項により建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を引受けた場合には、機関は、提出者等に引受承諾書を交付する。この場合、提出者等と機関とは、別に定める建築物エネルギー消費性能適合性判定業務約款（以下「業務約款」という。）に基づき契約を締結するものとする。
- 5 前項の引受承諾書又は業務約款には、少なくとも次に掲げる事項について、明記するものとする。
- 一 提出者等の協力義務に関する事項のうち、提出者等は、機関の求めに応じ、判定のために必要な情報を機関に提供しなければならないこと。
 - 二 判定料金（証明料金を含む。以下同じ。）に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - イ 判定料金の額に関すること。
 - ロ 判定料金の納入期日に関すること。
 - ハ 判定料金の納入方法に関すること。
 - 三 判定の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - イ 適合判定通知書又は軽微変更該当証明書（以下この条において「適合判定通知書等」という。）

を交付し、又は適合判定通知書等を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。

- ロ 提出者等の非協力、第三者の妨害、天災その他の機関に帰することのできない事由により業務期日が遅延する場合には、提出者等と協議の上、業務期日を変更できること。

四 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。

- イ 適合判定通知書等の交付前までに提出者等の都合により建築物エネルギー消費性能確保計画を変更する場合においては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げ、別件として再度提出等を行わなければならないものとし、この場合においては、元の判定に係る契約は解除されること。
- ロ 提出者等は、適合判定通知書等が交付されるまで、機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
- ハ 提出者等は、機関が行うべき判定の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った判定料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- ニ 機関は、提出者等の必要な協力が得られないこと、判定料金が納入期日までに支払われないことその他の提出者等に帰すべき事由が生じた場合においては、提出者等に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
- ホ ニの規定により契約を解除した場合においては、一定額の判定料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

五 機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの。

- イ 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
- ロ 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
- ハ 提出書類等に虚偽があったことが適合判定通知書等交付後に発覚した場合、当該判定の結果について責任を負わないこと。

（判定の実施方法）

第 9 条 機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに判定マニュアルに従い、判定を法第 42 条に規定する適合性判定員に実施させる。

- 2 判定の業務に従事する職員のうち適合性判定員以外の者（以下「適合性判定補助員」という。）は、適合性判定員の指示に従い、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付、建築物エネルギー消費性能確保計画の内容の予備審査その他の補助的な業務を行う。
- 3 適合性判定員は、判定のために必要と認める場合においては、提出者、申請者又は設計者に対し、必要な書類の閲覧又は提出を求める。

- 4 機関は、提出書類等の記載内容に虚偽があると認められた場合、判定を行えない旨及びその理由を提出者等に通知する。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取り下げ)

第 10 条 提出者等は、適合判定通知書等の交付前に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げる場合においては、その旨を記載した取り下げ届出書（別記 ONEX 判定第二号様式）を機関に提出する。

- 2 前項の場合においては、機関は、判定の業務を中止し、提出書類等を提出者等に返却する。

(適合判定通知書の交付等)

第 11 条 機関は、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを判定したときにあっては、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に、適合判定通知書を提出者に交付する。

- 2 機関は、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないことを判定したときにあっては適合しない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないときにあっては適合するかどうかを決定することができない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に、提出者にそれぞれ交付する。

- 3 機関は、第 1 項及び第 2 項にかかわらず、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に当該提出者に適合判定通知書を交付することができない次に掲げる合理的な理由があるときは、28 日の範囲内において、その期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に提出者に交付する。

- 一 提出書類に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
- 二 判定に必要な提出者の協力が得られなかったことその他の機関の責めに帰すことのできない事由により、判定を行えなかったとき。
- 三 判定料金が納入期日までに納入されていないとき。
- 四 建築物の規模・用途や設計上の特徴その他の判定結果を確定するために時間を要するやむを得ない事情があるとき。

- 4 機関は、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が施行規則第 5 条に規定する軽微な変更（以下単に「軽微な変更」という。）に該当することを確認したときにあっては、速やかに軽微変更該当証明書（別記 ONEX 判定第三号様式）を交付する。

- 5 機関は、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が軽微な変更該当しないことを確認したときにあっては軽微な変更該当しない旨の通知書（別記 ONEX 判定第四号様式）を、軽微な変更該当するかどうかを決定することができないときにあっては軽微な変更該当するかどうかを決定することができない旨の通知書（別記 ONEX 判定第五号様式）を、申請者にそれぞれ交付する。

- 6 適合判定通知書の交付番号は別表 1 に、軽微変更該当証明書の交付番号は別表 2 に定める方法に従う。
- 7 機関から適合判定通知書又は軽微変更該当証明書を交付された建築主は、当該書類を滅失し、汚損し、又は破損等をしたときは、機関に再交付申請書（別記 ONEX 判定第六号様式）を提出し、再交付を申請することができる。
- 8 判定を受けた建築物の建築主が当該建築工事を取りやめたとき、工事完了前に建築主の変更があったときその他の変更を行う場合は、機関に判定事項等変更届出書（別記 ONEX 判定第七号様式）を提出しなければならないものとする。
- 9 適合判定通知書、第 2 項若しくは第 3 項の通知書又は軽微変更該当証明書若しくは第 5 項の通知書（以下「適合判定通知書等」という。）の交付については、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第 3 章 適合性判定員等

（適合性判定員の選任）

第 12 条 機関の代表者（以下、「代表取締役」という。）は、判定の業務を実施させるため、施行規則第 36 条に定める要件を満たす者のうちから、適合性判定員を選任するものとする。

- 2 適合性判定員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
- 3 適合性判定員の数は、法第 38 条第 1 項第 1 号に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

（適合性判定員の解任）

第 13 条 代表取締役は、適合性判定員が次のいずれかに該当するときは、その適合性判定員を解任するものとする。

- 一 業務違反その他適合性判定員としてふさわしくない行為があったとき。
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

（適合性判定員の配置）

第 14 条 判定の業務を実施するため、適合性判定員を事務所に 2 人以上配置する。

- 2 前項の適合性判定員は、公正かつ適確に判定の業務を行わなければならない。
- 3 機関は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出件数が一時的に増加することその他の判定の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな適合性判定員を選任することその他の適切な措置を講ずる。

（適合性判定員の教育）

第 15 条 適合性判定員の資質の維持向上を図るため、適合性判定員に対し、年 1 回以上、機関の行う判定の業務に関する研修を受講させるものとする。

(判定の業務の実施及び管理の体制)

第 16 条 判定の業務に従事する職員を、第 14 条第 1 項の規定により配置された適合性判定員を含め、事務所に 2 人以上配置する。

- 2 代表取締役は、機関の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限と責任を有する者を、法第 38 条第 1 項第 3 号に規定する専任の管理者に任命する。
- 3 専任の管理者は、判定の業務を統括し、判定の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての適合判定通知書等の交付について責任を有するものとする。

(秘密保持義務)

第 17 条 機関の役員及びその職員（適合性判定員を含む。）並びにこれらの者であった者は、判定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第 4 章 判定料金等

(判定料金の納入)

- 第 18 条** 提出者等は、別表 3 に定める判定料金を、現金又は銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。
- 2 前項の納入に要する費用は提出者等の負担とする。

(判定料金を減額するための要件)

- 第 19 条** 判定料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。
- 一 標準設計を用いた複数の建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の提出が、一定期間内に見込めるときで、判定の業務が効率的に実施できると機関が判断したとき。
 - 二 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等で、判定の業務が効率的に実施できると機関が判断したとき。
 - 三 キャンペーンとしてあらかじめ機関が定める日又は期間内に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行ったとき。
 - 四 同一の提出者又は代理者等で、年間の提出件数が相当数見込めるとき。
 - 五 その他、機関が効率的な判定の業務を実施できると判断したとき。

(判定料金を増額するための要件)

第 20 条 判定料金は、特殊な構造、工法等で判定の業務に要する時間が想定している時間を越えるものとして機関が判断した場合、増額することができるものとする。

(判定料金の返還)

第 21 条 納入した判定料金は、返還しない。ただし、機関の責に帰すべき事由により判定の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

第 5 章 雑則

(登録の区域等の掲示等)

第 22 条 機関は、登録の区域その他の事項を、事務所において公衆に見やすいように掲示するとともに、インターネット上に開設した機関のホームページ (<https://www.o-nex.jp>) において公表するものとする。

(判定業務規程の公開)

第 23 条 機関は、この規程を事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、前条に規定するホームページにおいて公表するものとする。

(財務諸表等の備付け)

第 24 条 機関は、毎事業年度経過後 3 月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条において「財務諸表等」という。）を作成し、5 年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第 25 条 利害関係人は、機関の窓口業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、機関が定めた費用を支払わなければならないものとする。

- 一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - イ 機関の使用に係る電子計算機と法第 46 条第 2 項第 4 号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - ロ 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法

ハ イ及びロに掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存期間)

第 26 条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- 一 法第 47 条第 1 項の帳簿 建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務の全部を廃止するまで
- 二 提出書類、建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類 15 年間

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第 27 条 前条各号に掲げる帳簿及び書類の保存は、建築物エネルギー消費性能適合性判定中にあっては特に必要がある場合を除き事務所内において、建築物エネルギー消費性能適合性判定終了後は施錠できる室、ロッカーその他の秘密が漏れることのない確実な方法で行う。

- 2 前項の保存は、当該帳簿及び書類を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等)

第 28 条 機関は、法第 47 条第 1 項の帳簿に準じて軽微変更該当証明に係る帳簿を備え付け、これを保存することとする。

- 2 機関は、法第 47 条第 2 項の書類に準じて第 7 条第 3 項の申請書類、軽微変更該当証明に要した書類を保存することとする。
- 3 第 1 項の帳簿及び第 2 項の書類の保存期間は第 26 条に、当該帳簿及び書類の保存及び管理の方法は第 27 条に、それぞれ準ずることとする。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 29 条 機関は、電子情報処理組織による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付及び適合判定通知書等その他の図書の交付を行う場合においては、電磁的記録の保存やネットワークを介した送受信等を適切に行い、情報漏えい、電子計算機への不正アクセス行為や電磁的記録の改ざん等を防ぐため、厳格なセキュリティ対策を講じる。

(判定の業務に関する公正の確保)

第 30 条 機関の役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

- 2 機関の役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものと

する。

- 一 設計に関する業務
- 二 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- 三 建設工事に関する業務
- 四 工事監理に関する業務

3 機関の役員又は職員（適合性判定員を含む。）で、機関以外に所属する法人の役員又は職員である者（過去2年間に所属していた法人の役員又は職員であった者を含む。）が、次のいずれかに該当する業務を行った場合、当該役員又は職員（適合性判定員を含む。）は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

- 一 機関に対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合
- 二 機関に対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について前項第一号から第四号までに掲げる業務を行った場合

4 第1項から前項までに掲げる場合に準ずる場合であって、判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

5 適合性判定員又は機関の役員若しくは職員以外の者は、判定の業務に従事してはならない。

（損害賠償保険への加入）

第31条 機関は、判定の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（てん補限度額が年間5千万円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの。）を締結するものとする。

（事前相談）

第32条 提出者等は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に先立ち、機関に相談をすることができる。この場合において、機関は、誠実かつ公正に対応するものとする。

（その他必要となる事項）

第33条 機関は、その他判定の業務の実施に関し、必要となる事項を別に定めることができるものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日より施行する。

令和7年4月1日 制定施行

別 表

- 別表第 1 適合判定通知書の交付番号
- 別表第 2 軽微変更該当証明書の交付番号
- 別表第 3 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務手数料

別記様式

- ONEX 判定第一号様式 軽微変更該当証明申請書
- ONEX 判定第二号様式 取り下げ届出書
- ONEX 判定第三号様式 軽微変更該当証明書
- ONEX 判定第四号様式 軽微な変更該当しない旨の通知書
- ONEX 判定第五号様式 軽微な変更該当するかどうかを決定することができない旨の通知書
- ONEX 判定第六号様式 再交付申請書
- ONEX 判定第七号様式 判定事項等変更届出書

別表 1

適合判定通知書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

1 1 6 - 〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇 - 〇 - 〇〇〇〇〇

1～3桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号
4～5桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号 01：寝屋川支店
6～9桁目	西暦（事業年度）
10桁目	1：新築 2：増築・改築
11桁目	1：床面積の合計が 300 ㎡未満 2：床面積の合計が 300 ㎡以上 1,000 ㎡未満 3：床面積の合計が 1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満
12～16桁目	通し番号（00001から順に付するものとする。）

別表 2

軽微変更該当証明書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

1 1 6 - 〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇 - 〇 - 〇〇〇〇〇

1～3桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号
4～5桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号 01：寝屋川支店
6～9桁目	西暦（事業年度）
10桁目	1：新築 2：増築・改築
11桁目	M：軽微変更該当証明
12～16桁目	通し番号（適合判定通知書の通し番号と同じとする。）

別表 3

建築物エネルギー消費性能適合性判定業務手数料

1. 一戸建ての住宅

(税込)

床面積の合計	手続種別	構造	判定料金 ^{※4}	計画変更	軽微証明 ^{※5} (ルートC)
～300 m ² ^{※1}	通常	木造	¥44,000	¥22,000	¥22,000
		木造以外	¥61,000	¥31,000	¥31,000
	審査省略 ^{※2} (型式認証書等活用)	木造	¥28,000	¥14,000	¥14,000
		木造以外			
	審査省略 ^{※3} (住宅性能評価等併願)	木造	¥11,000	¥11,000	¥11,000
		木造以外			

2. 共同住宅等（共同住宅、長屋等）

(税込)

床面積の合計	手続種別	構造	判定料金 ^{※4}	計画変更	軽微証明 ^{※5} (ルートC)
～300 m ²	通常	木造	¥88,000 + 戸数 × ¥3,300	判定料金 × 1/2	判定料金 × 1/2
		木造以外	¥110,000 + 戸数 × ¥3,300		
	審査省略 ^{※2} (型式認証書等活用)	木造	¥39,000 + 戸数 × ¥3,300	判定料金 × 1/2	判定料金 × 1/2
		木造以外			
	審査省略 ^{※3} (住宅性能評価等併願)	木造	¥11,000	¥11,000	¥11,000
		木造以外			
300 m ² 超 ～1000 m ² ^{※1}	通常	木造	¥100,000 + 戸数 × ¥3,300	判定料金 × 1/2	判定料金 × 1/2
		木造以外	¥132,000 + 戸数 × ¥3,300		
	審査省略 ^{※2} (型式認証書等活用)	木造	¥50,000 + 戸数 × ¥3,300	判定料金 × 1/2	判定料金 × 1/2
		木造以外			
	審査省略 ^{※3} (住宅性能評価等併願)	木造	¥11,000	¥11,000	¥11,000
		木造以外			

※1：床面積の合計が一戸建ての住宅においては300 m²超、共同住宅等においては1,000 m²超の各手数料は、別途見積といたします。

※2：住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する型式製造者認証書等の活用により、判定の業務が合理的に行える場合

※3：省エネ適判と設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、低炭素技術的審査、BELS、フラット35S等を当機関に併せて申請する場合で、判定の業務が合理的に行える場合

※4：建築確認申請が当機関以外の場合は、一戸建ての住宅の手数料に ¥22,000 (税込)、共同住宅等の手数料に ¥77,000

(税込) が加算されます。

※5：建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、省エネ基準に適合することが明らかな変更の場合

3. 備考

- (1) 算定された各判定料金は、千円単位で四捨五入といたします。
- (2) 判定書及び証明書の再交付料金は ¥5,500/通(税込)といたします。
- (3) 計画変更の内容が大規模であると機関が判断した場合は、新規の判定料金といたします。
- (4) 共同住宅等における共用部分の判定料金は、別途見積といたします。
- (5) 各料金に記載のない手続に関しての手数料は、別途見積といたします。

4. 判定料金の減額率の上限

判定料金の減額率の上限は、以下に定められる率とする。該当する項目が複数ある場合は、合計した減額率とすることが出来るものとする。ただし、最大減額率は30%とする。

内 容	最大減額率
(1) 標準設計を用いた複数の建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の提出が、一定期間内に見込めるときで、判定の業務が効率的に実施できると機関が判断したとき。	20%
(2) 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等で、判定の業務が効率的に実施できると機関が判断したとき。	20%
(3) キャンペーンとしてあらかじめ機関が定める日又は期間内に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行ったとき。	20%
(4) 同一の提出者又は代理者等で、年間の提出件数が相当数見込めるとき。	20%
(5) その他、機関が効率的な判定の業務を実施できると判断したとき。	20%

5. 判定料金の増額率の上限

判定料金の増額率の上限は、20%とする。

(第一面)

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

株式会社 オーネックス 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名
設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 13 条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第 5 条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明】
 【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書番号】 第 年 号
 【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日】 年 月 日
 【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者】
 【軽微な変更の概要】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意) 第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。ただし、直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明を当機関で実施している場合、変更に係る部分のみの提出とすることができます。

取り下げ届出書

年 月 日

株式会社 オーネックス 殿

提出者又は申請者の
氏名又は名称
代表者の氏名

※代理者によって届出を行う場合にあっては、下欄に記載された者に手続を委任いたします。

代理者の氏名
代理者の勤務先
代理者の住所
代理者の連絡先

建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程に基づき、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げいたします。この届出書に記載の事項は、事実と相違ありません。

- | | |
|-------------|---|
| 1. 提出又は申請区分 | ☐ 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出
☐ 軽微変更該当証明申請 |
| 2. 受付年月日 | 年 月 日 |
| 3. 受付番号 | 第 号 |
| 4. 建築場所 | |
| 5. 建築物の名称 | |
| 6. 取り下げ理由 | |

※備考欄

1. この届出は、正副2通必要となります
2. ※印のある欄は記入しないでください。
3. 1欄は、該当するチェックボックスにチェックマークを入れてください。

※機関処理欄

ONEX 判定第三号様式

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による
軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

建築主 殿

株式会社 オーネックス

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

ONEX 判定第四号様式

軽微な変更該当しない旨の通知書

第 号
年 月 日

建築主 殿

株式会社 オーネックス

別添の軽微変更該当証明申請書及び添付図書に記載の計画の変更は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条の軽微な変更該当しないことを確認しましたので、通知します。

記

(理由)

ONEX 判定第五号様式

軽微な変更に該当するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 号
年 月 日

建築主 殿

株式会社 オーネックス

下記による軽微変更該当証明申請書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条の軽微な変更に該当するかどうかを決定することができないので、通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築場所

(理由)

(備考)

再交付申請書

年 月 日

株式会社 オーネックス 殿

申請者の氏名又は名称

代表者の氏名

※代理者によって申請を行う場合にあっては、下欄に記載された者に手続を委任いたします

代理者の氏名

代理者の勤務先

代理者の住所

代理者の連絡先

建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程に基づき、適合判定通知書等の再交付を申請いたします。この申請書に記載の事項は、事実と相違ありません。

- | | |
|--------------|--|
| 1. 再交付を受ける書類 | ☐ 適合判定通知書 |
| | ☐ 軽微変更該当証明書 |
| 2. 申請理由 | ☐ 滅失 ☐ 汚損 ☐ 破損 ☐ その他 () |
| 3. 交付番号 | 第 号 |
| 4. 交付年月日 | 年 月 日 |
| 5. 建築場所 | |
| 6. 建築物の名称 | |
| 7. 備考 | |

※備考欄

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 1 欄及び 2 欄は、該当するチェックボックスにチェックマークを入れてください。
- 再交付には別途再交付料金が必要となります。

※機関処理欄

判定事項等変更届出書

年 月 日

株式会社 オーネックス 殿

届出者の氏名又は名称

代表者の氏名

※代理者によって届出を行う場合にあっては、下欄に記載された者に手続を委任いたします

代理者の氏名

代理者の勤務先

代理者の住所

代理者の連絡先

建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程に基づき、判定事項等の変更を届出いたします。この届出書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 届出区分

☐ 建築工事取りやめ ☐ 建築主の変更

☐ 軽微な変更 ☐ 錯誤 ☐ その他 ()

2. 適合判定通知書交付番号

第 号

3. 適合判定通知書交付年月日

年 月 日

4. 建築場所

5. 建築物の名称

6. 変更の概要

※備考欄

- ※印のある欄は記入しないでください。
- この届出は、正副2通必要となります。
- 1欄は、該当するチェックボックスにチェックマークを入れてください。
- 工事を取りやめる場合は、判定通知書及び計画書の副本が必要となります。
- 軽微な変更の場合は、変更された図書の提出が必要となります。
- 錯誤訂正の場合は、6欄に正誤内容を記載してください。

※機関処理欄